

# アイルケア訪問看護ステーション運営規程

## 【訪問看護・介護予防訪問看護】

### (事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社 Sorriso が開設するアイルケア訪問看護ステーション(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「訪問看護」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という)が、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)であり、主治医が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 訪問看護の提供にあたり、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質(QOL)の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業所は、指定介護予防訪問看護の提供にあたり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を図る。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
  - 4 事業所は事業の運営にあたって、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を保ち、総合的なサービスの提供にあたるものとする。
  - 5 指定訪問看護のサービス提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報提供をおこなうものとする。
  - 6 前5項の他に、神奈川県が条例で定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の運営)

第3条 訪問看護の提供にあたっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：アイルケア訪問看護ステーション
- (2) 所在地：神奈川県大和市福田1丁目9-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名(常勤、看護職員兼務)  
管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 2 看護師等 看護職員  
看護師 4名(常勤 2名(兼務 1名)非常勤 2名)  
看護師等は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う。  
理学療法士 1名(非常勤)

事務所員 2名（常勤 1名 非常勤 1名）

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日は営業しない。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする
- (3) サービス営業時間 午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、常時24時間、利用者その家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第7条 訪問看護のサービス内容は次のとおりとする

- (1) 清拭。洗髪等による清潔の保持
- (2) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) ターミナルケア
- (4) 褥瘡の予防、処置
- (5) カテーテル管理等の医療処置
- (6) リハビリテーション
- (7) 家族への療養生活上の助言、相談及び介護方法の指導
- (8) その他医師指示による医療処置

（緊急時における対応方法）

第8条 訪問看護実施中に、利用者の病状に急変等生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。  
主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等適切な措置を講じるものとする。

3 前項について、しかるべく処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告することとする。

（利用料等）

第9条 訪問看護を提供した場合の利用料金は、介護報酬告知上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の負担とする。

2 訪問看護を提供した場合の利用料金のほか、以下の場合はその他利用料として支払いを受けるものとする。

- (1) エンゼルケア(死後の処置)は、20,000円とする。
- (2) 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の実施地域を超えたところから片道1キロメートルあたり 20円

3 利用料の支払を受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料その他利用料について記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、大和市・綾瀬市・横浜市一部(瀬谷区・泉区)・藤沢市一部(長後・下土棚)・座間市一部地域とする。

（衛生管理等）

第11条 看護師等は清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。また事業所の設備及び備品

等の衛生管理に努めるものとする。医療産業廃棄物については、事業所に持ち込まず、利用者またはその家族が医療機関に持ち込む等して処理する。

(相談・苦情処理)

第12条 事業所は、利用者から相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は市町村に職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故処理)

第13条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 1 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなったあとにおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者)を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束について)

第11条 事業所は、身体拘束について基本的に行いません。但し、身体に危険を及ぼす場合、ご家族、主治医、介護支援専門員と相談の上、利用者もしくはご家族に書面で同意を得て行います。ご本人の負担を最小限にするため、短時間で危険のないよう深く配慮をする。

(ハラスメントに関する事項)

第12条 下記①～④の行為が見受けられた際、場合により 利用者に対し契約解除とする。

- (1) 身体的暴力(物をなげつける・刃物を向ける・服をひきちぎる・手をはらいのける)
- (2) 精神的暴力(怒鳴る・奇声や大声を発する・特定の職員に嫌がらせをする)
- (3) セクシャルハラスメント(身体を触る・腕を引っ張る・ストーカー行為・抱きしめる)
- (4) カスタマーハラスメント(契約外の無理難題の要求等)

(その他の運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時1か月以内に実施する。
- (2) 継続研修 年2回以上実施する。

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社 Sorriso と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

令和5年7月1日 一部改正

令和5年8月3日 一部改正

令和6年2月15日 一部改正

令和6年4月8日 一部改正

令和6年5月1日 一部改正

令和6年12月20日 一部改正